令和6年度 こども未来局運営方針

「第5次福岡市子ども総合計画」に掲げる基本目標に沿って、関係局と連携しながら子ども施策を総合的・計画的に推進するとともに、すべての子ども・子育て家庭へのきめ細かな支援の充実に取り組みます。

【基本目標】

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

【今年度の主な重点取り組み】

1 身近な地域における子育て支援の充実

保護者の就労状況等に関わらず保育所等を利用できる「福岡市型」 こども誰でも通園制度を実施し、地域全体で子どもと子育て家庭を 見守り支える環境をつくります。

2 母と子の心と体の健康づくり

妊産婦の健診や出産・子育て応援事業、おむつと安心定期便等に加え、 多胎児世帯に対する産前・産後サポートの拡充や利用者負担の軽減を 行うなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施します。

3 障がい児の支援

南部療育センター整備や身近な療育の場として児童発達支援事業所の本格設置を進めるほか、児童発達支援センターでの療育終了後の一時預かりを新たに実施するなど、障がい児の支援の充実に取り組みます。

4 子ども家庭支援の強化

各区こども家庭センターや身近な地域における相談機関の設置など、 子ども家庭支援体制の充実を図るとともに、困難を抱える子育て家庭へ の在宅支援サービスの充実を図ります。

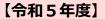
①身近な地域における子育て支援の充実



「福岡市型」こども誰でも通園制度

保護者の就労要件等に関わらず保育所等が利用できる 「福岡市型」こども誰でも通園制度を実施

令和6年度こども誰でも通園制度(仮称) 福岡市型モデル事業



利用枠:120人

実施施設: 3施設

【令和6年度福岡市型モデル事業】

利用枠: 1,000 人超

実施施設:30 施設程度

【国基準】

:10 時間/月 利用

時間

毎週1回利用で) 1日2時間

福岡市 独自

大幅拡充

時間

利用. 最大 40 時間/月

(毎週1回・1日4時間~8時間)

全国のロールモデルとして国の基準を超えて実施



第2子以降の保育料の無償化

令和6年度から、幼稚園のプレ通園を利用する当該年度に満3歳を迎える 第2子以降の2歳児を無償化の対象に追加



新規保育補助者雇用費の助成

保育士の負担軽減とブランクの長い保育士の現場復帰を図るため、民間保育所等 に対し、保育士の補助を行う保育補助者の雇用費を助成

【保育補助者の要件】

保育士として就業していない保育士資格を有する人 または 子育て支援員研修等を修了した人

②母と子の心と体の健康づくり



多胎児世帯の支援

多胎児(双子、三つ子等)世帯への支援として、産後ケアの利用者負担を軽減 し、ヘルパー派遣による外出支援を拡充

産後ケアの利用者負担の軽減

利用料の軽減 多胎児(双子、三つ子等)世帯の利用者負担を軽減

【現行】

【令和6年度】



通常料金 + 2人目以降につき… (1人あたり) 宿泊型 3,000円/日 + 1,500円/日...

日帰り型 2,000円/日 + 1,000円/日...

訪問型 500円/日 + 250円/日...

双子でも!! 三つ子でも!!!

一律 3,000円/日

一律 2,000円/日

一律 500円/日

※産後ケア事業

産後1年未満の母子を対象に、日帰りや宿泊または訪問にて助産師等による心身のケアや 育児の相談等を行う事業

ヘルパー派遣(産後)による外出支援の追加

従来の家事支援・育児支援に加え、

多胎児(双子、三つ子等)世帯向けに外出支援を追加(20回)

外出支援(ヘルパー同行)

支援内容: 多胎児世帯の外出(公民館や公園など)にヘルパーが同行支援

利用回数: 産後20回(2時間/回) ※1日2回まで

利用期間:産後1年間

利用料金:500円/回+ヘルパーの交通費(派遣・外出支援に係る実費相当額)









※産前・産後ヘルパー派遣事業

日中家族等から支援を受けられない妊娠中から産後1年未満の世帯にヘルパーを派遣し、 家事や育児を支援する事業

③障がい児の支援



児童発達支援センターでの一時預かり

障がい児を育てる保護者の就労を支援するため、児童発達支援センターに通って いる児童を対象に市立の児童発達支援センターにおいて、療育終了後の一時預かり (15時~18時まで)を実施

市立児童発達支援センター





※民間の児童発達支援センターで一時預かり が開始されるまでの間は、民間の児童発達支 援センターに通う対象児童も市立の児童発達 支援センターで一時預かりを実施

拡充

身近な地域での療育の場の充実

未就学の障がい児の支援のため、身近な療育の場として、児童発達支援事業所 の本格的な増設に取り組む

児童発達支援事業所

【令和5年度】

【令和6年度】

6事業所

拡充

14事業所 (新たに**8事業所**整備)

※児童発達支援センター

施設の持っている専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談支援、 障がい児を預かる施設への援助や助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設

※児童発達支援事業所

事業所を利用する障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



医療的ケア児の支援

医療的ケア児の家族の負担軽減を図るため、自宅等での訪問看護に係る経費等 を助成するとともに、市立児童発達支援センターに通う医療的ケア児の送迎を モデル的に実施



南部療育センターの整備

新規受診児数の増加への対応や、保育所・幼稚園へ通う障がい児や保護者への支援等に向けて各種機能を充実(設置場所:博多区三筑)

令和7年4月開所

相談室 5室



①

【令和6年4月~】

定員70人の通園

による支援



インクルーシブ遊具 の導入



外来グループ室 2 室

災害に強い施設を整備

クールダウンスポット の設置



障がい児等の保育支援の充実

特別な支援を必要とする児童の保育に係る、保育士雇用費用の助成を拡充

【現行】

日帝人物や支援の程度に

受入児童人数や支援の程度に 応じ助成

※助成額が保育士1人分に満たない 場合もあり 拡充

対象児童は1人でも 保育士1人分の雇用費を保障

保育士1人を専任と位置付けることが可能となり、保育の質が向上



対象児童を3人受け入れた場合に 保育士1人を雇用できる



対象児童が 1人でも 保育士1人を 雇用できる

4子ども家庭支援の強化

相談支援体制の強化



こども家庭センター



地域子育て相談機関



児童家庭支援センター

各区こども家庭センター(子育て支援課・健康課・地域保健福祉課)

こども連携係を新設し、**多職種が一体となって支援**

こども連携係

保健師

母子の健康づくり推進 子育ての不安解消



ソーシャルワーカー

サポートが必要な世帯 への相談や福祉サービ スの提供等による支援

早期に把握・支援

助産師

心理職



妊産婦や子育て家庭を さまざまな側面からサポート



連携



地域子育て相談機関

子育て家庭が気軽に立ち寄れる **身近な相談窓口**を**13か所**に開設



主に**乳幼児**の子育ての悩み

相談員等が育児相談

サービス利用も提案・支援

児童家庭支援センター

(旧・子ども家庭支援センター)

子どもとの関わり方などを 通って相談できるセンターを エガエルスにもかぶ 増む

西部エリアに 1 か所増設 (4 か所目)





夜間・休日に対応

相談員と心理職が 親子関係 にアプローチ

在宅支援サービスの充実



親子関係づくりサポート

乳幼児向け

育児習得 や 愛着形成 を 多様な方法 でサポート

通所



通所プログラムで 子どもとの関わり方を助言

宿泊 (拡充)



親子宿泊での支援を 施設に加えて 里親家庭でも実施

訪問 (新規)



訪問型導入により 家庭内での関わり合いに 直接働きかけを実施

拡充

子どもショートステイ

全年齢向け

子どもを預かることで**養育者の休息等**をサポート

新たに年間2,500日分の受け皿を確保

施設による受入れ拡充

- ・施設数の増加
- ・職員増員や施設改修で受入れ体制強化

+

里親による受入れ拡充

- ・里親数の増加
- ・里親への支援体制強化

新規

家庭での養育にサポートが必要な子どもの支援

小中学生 向け

家庭での養育にサポートが必要な子どものために 放課後・夜間・休日の生活支援 を行う 居場所 を開設

生活習慣の定着 (入浴・歯磨き等) 学習習慣の獲得

体験活動の提供

食事提供



関係機関と連携した 保護者支援